

請求書



富士通Japan株式会社

件名			
顔認証付きカードリーダー Caora			
支払期日	請求金額合計	支払方法	振込先
2024年 月 日			

税率別集計	請求金額（税抜）	消費税等	請求金額（税込）
0%			
5%			
8%			
10%			

連絡先部署名
連絡先担当者名

請求明細

富士通Japan株式会社

日付	注文番号 契約番号	請求内容	請求金額(税抜)	受注番号 税区分 税率
		顔認証付きカードリーダー Caora		

請 求 書 (照 会 用)

	請 求 番 号	1 頁
	発 行 日	
	お支払期限	
	ご請求金額	

明	細	数	量	単 価 (円)	金 額 (円)
件名	顔認証付きカードリーダー Caora			< 税抜売上額 > 10%課税 消費税別内訳 10%税抜金額計 10%消費税額計 8%税抜金額計 8%消費税額計 0%税抜金額計 0%消費税額計	
— 以下余白 —					
合 計					税 抜 請 求 額 消 費 税 額 等 税 込 請 求 額

毎度、格別のお引立にあずかり、ありがとうございます。
上記のとおりご請求いたしますので、ご精査の上、お支払い
下さいますようお願い申し上げます。なお、お振込の場合は、
下記取引銀行口座をお願い申し上げます。

取引銀行・口座番号

弊社管理コード

富士通 J a p a n 株式会社

●内容についてのお問合せ先は

注文書

(乙) 富士通Japan株式会社 行

(甲)

No 0000

印

甲は乙に対し、下記記載の条件で明細のとおり注文します。乙は本書受領後7日以内に注文請書を甲に返送するものとし、返送のない場合、当該期間をもって本注文は成立したものとします。ただし、本注文に工事が含まれる場合は、注文請書の返送をもって本注文は成立するものとします。

《要綱》

取引件名	顔認証付きカードリーダー Caora		
物品代金	170,000 円	注文No	
開発・作業等代金	---	注文日	
工事費	---	納入予定日	
納入・運送費	---	作業完了予定日	
注文金額	170,000 円	工事着工予定日	
消費税等	17,000 円	工事完工予定日	
合計	187,000 円	工事検収予定日	
支払条件	検収完了月の 末日締 翌月 末日払 (振込)		
納入場所			
特記事項	注文明細表にソフトウェア開発作業及びシステムエンジニアリング支援業務が含まれている場合、対象業務・内容・規模等契約条件は、受託条件明細によるものといたします。 納品後に発行されるご請求書は原則再発行いたしかねますので、紛失されないようご注意ください。		

《契約の条項》

※見積番号 00000000

- 第1条 (機器)
表記記載の機器、プログラムソフト (以下「PP」という)、ソフトウェア開発その他の役務 (以下「本製品等」という) の納入または作業が完了したときは、甲は、速やかに検査 (検査方法は必要に応じて別途定める) を行い、乙所定の検収に関する書面に記名押印のうえ乙に提出する。または乙所定の内容が記載された電子メールを乙所定の条件に従って乙に送信することをもって、乙に対する甲の検収を完了するものとします。なお、乙は、甲の都合による本製品等の返品を受け付けないものとします。
- 第2条 (支払および所有権の留保)
1. 甲は、表記の支払条件に従い、本製品等の代金を支払うものとし、支払が遅延したときは支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。
2. 本製品等の所有権は、代金の支払完了まで乙に留保されるものとし、甲は、所有権移転のときまで善良なる管理者の注意をもって本製品等を保管するものとします。
- 第3条 (知的財産権)
本製品等 (成果物を含む) に関する著作権等の知的財産権は乙に留保されるものとし、甲は本契約の目的の範囲内で当該本製品等を使用できるものとします。
- 第4条 (PPに関する特約)
本製品等がPPであり、かつ、当該PPの権利者が定める使用条件が適用される場合には、第6条および第7条は適用されないものとします。
- 第5条 (工事に関する特約)
1. 工事の内容、作業工程その他の工事の実施に必要な甲の作業等、工事の実施に関する条件等の詳細は、設計図、仕様書、工程表等に別途定めるものとし、乙はこれに従い工事を実施するものとします。
2. 乙は、甲の書面による事前承諾なく、工事の全部または大部分の第三者への一括委任または一括請負をしないものとします。なお、工事の一部の委任または請負の場合は、甲は合理的な理由のない限りこれを承諾するものとします。
3. 工事目的物の引渡時期は、第1条に定める検収完了時とします。
4. 甲および乙は、以下の事由が発生した場合は、相手方と協議のうえ、工期または工事内容を変更できるものとします。
(1) 設計変更、工事着手の延期または中止
(2) 天災等の不可抗力事由
5. 甲は、前項各号の場合または物価に著しい変動のある場合は、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、乙に生じた増加費用および損害を賠償するものとします。
6. 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成できない場合、甲は、甲乙別途協議のうえ定める遅延損害金を乙に請求できるものとします。
7. 前各条の規定は、工事に関する特約として、他の条項に優先して適用されるものとします。
- 第6条 (債務不履行)
1. 甲および乙は、この条項に基づき債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙による損害等についての協議のうえ、解除の有無にかかわらず、損害発生の原因となった本製品等の代金相当額 (年額払の場合は当該年額相当額、月額払の場合は12か月分相当額) を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すべきでない事由から生じた損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。
2. 天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、停電 (計画停電を含む)、ストライク、法令の変更等の不可抗力により本契約を履行できなかった場合は、乙は当該不履行について免責されるものとする。
- 第7条 (責任)
1. 乙は、本製品等に仕様との不一致、論理的誤り、物理的欠損等乙の責に帰すべき本契約との不適合 (以下「不適合」と総称する) が発見された場合、以下の範囲で責任を負います。
(1) ①検収完了後1年以内に機器に不適合が発見された場合、修理または交換を行うこと、②検収完了後90日以内にPPに不適合が発見された場合、修正情報の提供または良品との交換を行うこと、③検収完了後1年以内にソフトウェア開発または請負型サービス (甲の支援を得て乙が主体として実施するサービス) に不適合が発見された場合、修正または修正情報を提供すること、④検収後30日以内に機器・PPの現調・検収に不適合が発見された場合、修正を行うこと、⑤検収完了後1年以内に工事目的物の不適合が発見された場合、補修すること。
(2) 合理的な範囲で前号の措置を繰り返し実施したにもかかわらず、前項の不適合が修理・修正されなかった場合、乙は、当該不適合に起因して甲に生じた損害につき、甲と協議のうえ、当該不適合の存在した本製品等の代金相当額を限度として、賠償責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰すべきでない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。なお、本項に基づいて乙が責任を負う期間は、前号と同じとします。
2. 前項の規定にかかわらず、他社製の本製品等に関する乙の責任は、当該他社製の本製品等について、乙が製造者または販売者 (以下本項において「丙」という) と締結した契約に基づき乙が丙に対して請求可能な範囲に限られるものとする。
3. 委任型サービス (甲が主体となって、乙が必要な支援作業を実施するサービス) およびシステムインテグレーション支援については、乙の責任は善良なる管理者の注意をもって作業を実施することに限られるものとする。
4. 甲は、本契約に際し、甲の判断と責任で必要に応じてプログラム、データ等のバックアップおよび機器、記録媒体等に情報漏洩防止等のセキュリティ措置を実施するものとし、乙は当該プログラム、データ等の喪失およびセキュリティ措置の不備による情報漏洩等については一切責任を負わないものとする。
5. 本契約および本製品等に関する乙の責任は本条に定める範囲に限られるものとし、乙は当該範囲を超えて甲または第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 第8条 (解除)
甲または乙が以下のいずれかに該当する場合、相手方は何らの通知・催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この場合、甲または乙は、相手方に対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとする。
(1) 差押、仮差押等、競売、租税滞納処分があったとき、または破産手続開始、特別調停手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続その他類似の倒産手続開始の申立てがあったとき若しくは清算に入ったとき
(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、または解散若しくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
(3) 第11条に定める表明・保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
(4) 本契約に違反し、相手方から相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおこれを是正しなかったとき
- 第9条 (秘密保持)
1. 甲および乙は、本契約に関して相手方から秘密の旨明示の上開示を受けた情報 (以下「秘密情報」という) の秘密を保持し、本契約の目的にのみ使用 (複製を含む) し、第三者に開示しないものとする。また、秘密情報を開示する自己の役員・従業員および次項に定める再委託先に、本条の内容を遵守させるものとする。なお、以下の情報は秘密情報には該当しないものとする。
(1) 開示の時点で公開のもの、開示後受領者の責によらず公開となったもの、(2) 第三者から秘密保持義務を負わずに正当に入手したもの、(3) 開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
(4) 開示された情報に反し、受領者が独自に開発したもの、(5) 法令または裁判所の命令等により開示を要求されたもの
2. 前項にかかわらず、乙は、本契約に関する作業を自己の責任で再委託できるものとし、当該再委託に必要な範囲で甲の秘密情報を再委託先に開示できるものとし、再委託先の行った作業について責任を負います。また、乙は、弁護士、公認会計士、富士通株式会社に対し、業務遂行、取引推進または内部統制の目的で甲の秘密情報を開示できるものとする。
3. 甲および乙は、本契約が終了したときまたは相手方の要請があったときは、相手方から開示された秘密情報を速やかに返却し、または複製物とともに適切な方法で廃棄するものとする。
4. 甲および乙は、相手方の保有する個人情報 (個人情報保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいう) でその旨明示のうえ開示された情報については、秘密情報と同様に取り扱うものとする。ただし、第1項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとする。
5. 本契約の履行のために、甲が保有する個人番号ないしは特定個人情報 (「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項、第8項に定めるものをい)、以下総称して「特定個人情報等」という) を乙が取扱う場合であって、その旨甲から乙に通知があった場合には、甲および乙は、当該特定個人情報等の取扱いにつき、別途乙所定の覚書を締結するものとする。但し、セキュリティ仕様書に特定個人情報の取扱いに関する定めがある場合は、当該定めによるものとする。
6. 本条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。
- 第10条 (安全保障輸出管理およびハッキング用途の禁止)
1. 甲は、本製品等について輸出取引をするときは、自己の責任と負担で法令に基づく許可を取得するものとする。
2. 甲は、本製品等が、一般事務用、バーチャル、家庭用、通常の産業用等の一般の用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力施設の核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおける身体発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途 (以下「ハッキング用途」という) に使用されるよう設計・製造されたものではないことを確認するとともに、ハッキング用途に要する安全性確保の措置を施すことなく本製品等をハッキング用途に使用しないものとする。
- 第11条 (反社会的勢力等の排除)
1. 甲および乙は、自らまたはその役員 (名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者) および従業員 (事業の利益に重大な影響を及ぼす業務に携わる権限を有する者またはそれを代行する者) が、以下の各号に記載する者 (以下「反社会的勢力等」という) に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
(1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会通念等標ぼうグループ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
(2) 資金・便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約する。
(1) 詐称、暴力の行為または脅迫の言辭を用いる行為、(2) 違法行為または不当要求行為、(3) 業務を妨害する行為、(4) 名誉や信用等を毀損する行為、(5) 前各号に準ずる行為
- 第12条 (9・契約時の取扱)
1. リースの場合、この条項は本製品等の保証に関する約定書として甲乙間に適用されるものとし、リース会社との契約に優先して適用されるものとする。
2. 第8条に定められたとき、以下いずれかに該当する場合、乙は解除して直ちに本製品等の返還を甲に請求できるものとし、甲は本製品等の代金を違約金として乙に支払うものとする。
(1) リース会社が甲とのリースに応じないとき
(2) 甲が本製品等の受領後、リース会社に対し、所定の物件借受証等の書面の提出を怠ったとき
(3) リース会社との契約が甲の責に帰すべき事由により解除されたとき (リース会社によりリース物件の買戻請求権が行使されたときを含む)
- 第13条 (協議および管轄裁判所)
1. 本契約に定める事項または本契約について疑義を生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
2. 甲および乙は、本契約に関する訴訟について、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

明細表

型 名 / 品 名・作 業 内 容		数 量	単 価	合 価
A. 機器				
1.	FJB999260 Caora 本体 (1:1 接続版)	1		170,000
— 以下余白 —				

上記品名欄に記載されたパーセンテージは、本書発行時点で適用される消費税等の税率を示しており、また、当該税率に付された「*」印は、本書発行時点で経過措置が適用されることを示しています。税率改定その他の事由により消費税等の算定方法に変更が生じた場合は、品名欄記載の税率にかかわらず、変更後の税率が適用されるものとします。 F001(第9版 2023.10)

納品書

発行日	202●/●/●
契約番号	
納品日	202●/●/●

殿

富士通Japan株式会社

財務統括部

212-0014

神奈川県川崎市幸区大宮町1-5

JR川崎タワー

件 名	ご納品先
顔認証付きカードリーダー Caora	御中

[illegible]